

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 乙訓福祉施設事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.2 %
全職員	91.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	100.7 %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	99 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	109 %
21～25年	83.5 %
16～20年	— %
11～15年	88.6 %
6～10年	98 %
1～5年	105.4 %

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員において、育児部分休業（無給）を取得して、休業時間分の給与が減額されている職員は全て女性であることから、男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、報酬を時給で支給する者の職員数の算出においては、週当たりの勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で割ることとしている。
(例：週15時間勤務の場合 $15 \div 38.75 \div 0.39$ 人/月)
- ・「—」と記載している欄については、比較対象がいなかったものである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。